

資料提供	
令和6年9月6日	
課名 人事課	
担当 東	
直通 (082)513-2239	
内線 2239	

職員の処分について

処分年月日		令和6年9月6日
被処分者	所属	建設事務所（当時、土木建築局）
	役職	主査
	年齢	45歳
処分内容		停職5月
処分理由		<p style="text-align: center;">令和3年度から令和5年度までの間に、所属の公文書管理や公印使用に係る事務において不適正な事務処理を行った。 このことは、地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定に該当する。</p>

【地方公務員法第32条及び33条】

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合